

北しなの線開業に伴う協議会の運営について（案）

1 趣旨

しなの鉄道活性化協議会は、地域公共交通活性化・再生法に基づき、沿線 9 市町、商工観光団体、住民代表、鉄道事業者を構成員とし、しなの鉄道及び沿線地域公共交通の活性化を目的に設立され、「しなの鉄道総合連携計画」に基づき、旅客サービスの向上、駅・駅周辺の活性化等に向けた事業を実施している。

一方、北しなの線沿線においては、平成 27 年 3 月の開業を控え、沿線地域の住民代表、関係団体等により北しなの線運営協議会が設立され、利用促進に向けた取り組みが始まっており、両協議会の今後の運営方法について検討する必要がある。

2 現状

両協議会の構成、事業内容は以下のとおり。

	しなの鉄道活性化協議会	しなの鉄道北しなの線運営協議会
構成団体	<ul style="list-style-type: none"> ・沿線 9 市町 ・長野県 ・沿線 10 商工会議所・商工会 ・しなの鉄道沿線観光協議会 ・住民代表 ・しなの鉄道株 	<ul style="list-style-type: none"> ・沿線 5 市町 ・長野県 ・住民組織代表 ・アルピコ交通株、長電バス株 ・(一社) 妙高市観光協会 ・しなの鉄道株
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・軽井沢～小諸間の増便及び軽井沢駅での新幹線との接続改善 ・利用促進のための P R (観光情報、企画列車、イベント等) ・地域イベント、沿線施設との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・開業前 P R、イベントの実施 ・利便性向上に向けた利用者等へのアンケート ・利用促進に向けた検討 (駐車場、駅利用、地域資源の活用)

3 今後の運営

当分の間、しなの鉄道活性化協議会と、北しなの線運営協議会は統合せず、それぞれ独立して運営を行うこととしたい。

ただし、利用促進等において、相互に連携し一体的に取り組むことも必要なことから、定期的に連絡会を開催することとしたい。

【理由】

- ・しなの鉄道線は継続事業が多いこと、北しなの線は地域の状況に応じて新たに事業を構築する必要があることから、開業当初は、路線ごとに事業を実施した方が効率的・効果的であると考えられること。
- ・設備投資について、それぞれ路線ごとに分けて沿線自治体から支援をいただくことになっており、国土交通省へ提出する生活交通改善事業計画についても、路線ごとに作成しそれぞれの協議会で承認を得る方が合理的であること。